

政令第三百五十八号

地方公営企業法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十五条の規定に基づき、この政令を制定する。

地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三を削り、第二十二條の四を第二十二條の三とし、第二十二條の五を第二十二條の四とし、第二十二條の六を第二十二條の五とする。

附 則

この政令は、令和七年四月一日から施行する。

理由

出納取扱金融機関等の責務を定める規定を削除する必要があるからである。